厚岸町規則第９号

厚岸町職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成２７年３月３日

厚岸町長　若狭　靖

厚岸町職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

厚岸町職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成22年厚岸町規則第12号）の一部を次のように改正する。

第８条第１号中「第16条第１号」を「第16条」に改める。

別表第２の医療職給料表を次のように改める。

イ　医療職給料表

職種	学歴免許等	職務の級			
		１級	２級	３級	４級以上
医療職給料表適用職員の定年に関する規則（看護師、准看護師及び医師を除く。）	大学卒	0	8	5	別に定める
		0	8	13	
	短大３卒	0	9.5	5	別に定める
		0	10	15	
	短大２卒	0	10.5	5	別に定める
		0	11	16	
准看護師	短大２卒	0	11.5	5	別に定める
		0	12	17	
	准看護師養成所卒	0	14	5	別に定める
		0	14	19	

附　則

この規則は、公布の日から施行する。